

第1回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要について
(平成14年12月11日(水))

1. 委員の出欠

委員12名中11名が出席。

欠席者・・・中村委員

2. 議事概要

(1) 共同会議の設置について

開催要領(資料1)について事務局より説明し、承認を得た。

丸井委員(順天堂大学医学部教授)を座長に選出。

沖谷委員(日本獣医畜産大学教授)を座長代理に指名。

(2) 共同会議の検討課題等

現在の食品の表示制度について

資料2 現在の食品の表示制度について

事務局より説明。

共同会議で検討すべき課題及びスケジュールについて

資料3 共同会議の検討対象の範囲について(案)

資料4 食品の表示に関し、問題が指摘されている主な事項

資料5 共同会議における検討スケジュール(案)

事務局より説明。

今後の進め方については、事務局より、

- ア a)当面、来年3月までの予定としては、資料5別添「検討項目とその優先順位」の1、2について、検討を順次開始する、
b)複数の項目の検討を並行的に進める、
c)それぞれ、開始月(第1回)は説明に留め、翌月又は翌々月検討を行う

- イ 検討事項によっては、品目等の特性に応じて専門的な検討が必要な場合には、共同会議とは別の場で先行して検討する場合もあり得るが、この場合も、共同会議での検討と齟齬が生じないように考慮する、また、最終的には共同会議の場で検討して頂く

ウ J A S 規格関係の個別食品の品質表示基準については、J A S 規格と密接な関連がある。J A S 調査会部会で規格と表示をあわせて検討した場合には、共同会議に報告する旨、説明。

< 意見交換 >

(資料 3 について了承。)

座 長： 現行の制度、検討内容、検討の進め方等について、質問はないか。

委 員： 進め方については、優先順位をつけて検討することは大事。消費者、事業者共に混乱していることから、この会議での結論は、早く欲しいと考えている。

100%の結論は得られなくとも、現時点での社会的判断で、早期に結論が必要なものもあるのではないか。結論は先延ばしにすべきではないと考える。

資料 5 の 1 及び 2 の議論を最初に行うことには異論はないが、原料原産地表示を議論する際は、生鮮食品の原産地表示も一緒に議論すべきではないか。

原料原産地表示を検討するにあたっては、特色ある原材料表示もあることから、原産地表示全体として検討すべきである。

事務局： 原料原産地表示については、資料 5 の 2 に該当するものとしてまず総論的な基本的な考え方を共同会議で御議論頂き、それに基づいて資料 5 の 3 で個別品目の各論の議論を進めたいと考えている。

特色ある原材料表示についても重要な課題と考えているが、その次の段階で検討頂きたいと考えている。

座 長： 期限表示は大きな問題であるが、検討の進め方としては、総論部分をはじめにやって、その後各論に入っていくという考え方が。

委 員： 共同会議は、問題になっている部分だけを臨時的に行うのか、それとも常設的なものなのか。

事務局： 共同会議は、両省の法律に基づいた審議会、調査会の下に設

けられた、ワーキンググループ的なものであると考えており、常設的なものと認識している。

委員： 共同会議を開設された事務局の努力に敬意を表する。

食品衛生法は、リスクコミュニケーションの一環、JAS法は、コンシューマーインフォメーションが、基本になっているものと理解している。

それぞれのフィロソフィーに基づき、それぞれが大所高所から方針を示す必要があると考える。大きな流れを見失うことになってはいけない。共同会議は、両者を調整する場と位置付けるべきである。

委員： 問題点の整理は、事務局の資料は良くできていると考える。共同会議は、理念よりも具体的な問題を整理していくものと理解している。

原料原産地表示については、消費者からの希望で義務付けが行われているとの説明があったが、大豆、小麦など、生活の基本となるものについて、現在表示されておらず検討が必要と思う。

遺伝子組換え食品の件は、高オレイン酸大豆の様な問題だけでなく、現行の表示方法についても分かりにくいとの指摘があることから、時間の制約もあるうが、整理した方がよいと考える。

共同会議は、消費者団体の代表が少ない気がする。専門家の意見聴取等の一環として、消費者団体の意見も聞いて欲しい。

事務局： 本日お示しした検討課題は、20名のうち消費者が7名入って頂いた「食品の表示制度に関する懇談会」の御議論やその中間とりまとめに対する国民の意見に基づいたものであり、消費者の方々の意見を十分反映しているものと考えている。

共同会議には、表示の実務に精通された方を中心に委員を選定させて頂き、できるだけ実務的な密な議論をお願いするために、少人数とさせて頂いた。この中には、少なくとも12名中3名の方は、表示制度のあり方について、消費者の立場に立ってご発言をしていただけるものと考えている。

座長： 私もまた、消費者としての側面を持っている。ここにいる全委員が、消費者としての側面を持っており、そのような立場も

考慮して御発言頂ければと思う。

委員： 委員が少ないという点では、メーカー側の委員も1人である。

具体的な項目を検討する際には、実行可能性なども十分踏まえた上で検討すべきであり、例えば、原料原産地表示などは、2、3回で早急に結論が得られるものではないと考えている。フィロソフィーを確立するためには時間がかかる問題もあると考えている。

事務局： 「3ヶ月でとりまとめ」という事務局案は、あくまでも目安である。

表示制度は、一度変更すると、再度変更することが難しい問題であることから、安定性なども踏まえて議論しなければならない。そうすると密な議論をお願いすることとなる。

座長： 密な議論を行うためには、密なスケジュールにつながるが、効率的に行っていきたい。

委員： 多数のお客様を預かる立場から、余り性急に結論を出すことは、今後お客様のためにもならないので、十分な議論を行うべきであるとする。

委員： 生産者の立場から発言させて頂くが、一般消費者の選択のために、原産地表示はきちんと行うべきであるとする。

しかし、実際問題として、国産原料を使用している旨表示したとしても、メーカーが国産原料を使用したものを作ってくれるかどうかという問題がある。また、大豆などは、加工品の原材料としての大豆に「国産」と表示することで価格が上昇し、国産品が使用されなくなるおそれがある。したがって、無理のないように行うべきである。無理のあるところに不正が出てくると考えている。

座長： 「表示」として文字で現わされている問題だけでなく、生産段階から色々な問題がある。

委員： かなり多くの問題が出されている。

時間の問題もあることから、大まかな分類を行い、無駄のない議論を進めていくべきである。ケースに応じて様々な意見を聞くことも必要である。

また、懇談会との関係はどうなっているのか。

事務局： 共同会議は、薬食審及びＪＡＳ調査会の下につくられたものであるが、「食品の表示制度に関する懇談会」の御提言を受けてできたものであることから、座長ともご相談の上で、適切な時期に、懇談会にもご報告したいと考えている。

委員： 食品衛生監視の立場から参加させて頂いた。
日頃の食品衛生監視の現場の悩みを伝えさせて頂きたいと考えている。表示の監視をする現場がやりやすいような表示にしていきたい。

保健所の食品衛生監視員は、苦情相談も受け付けているが、これは本来の危機管理ではないと考えている。

食品衛生監視員が苦情相談を受けていても、当面は食中毒は起こらないかも知れないが、安全、安心、信頼を得る為に本来の現場の衛生監視を充実させて頂きたい。

委員： 懇談会にも参加したが、大変良い議論をさせて頂いたと考えている。

混乱のないようなまとめをして欲しい。

座長： 資料５については、おおむね本日の事務局案に基づいて、検討していくということにしたい。

「品質保持期限及び賞味期限の用語の統一」等について
事務局より説明

委員： 製造年月日の件について、懇談会では議論されたが、共同会議では議論しないのか。

事務局： 製造年月日表示については、任意表示であり、任意表示のところで検討することもあると考えている。

<まとめ>

座長： 次回の検討項目について、事務局よりお願いしたい。

事務局： 次回の検討項目については、本日の議論を踏まえて、座長と相談させて頂きたい。

（第2回は1月22日（水）第3回は2月18日（火）に開催することとなった。）

（以 上）